

鎮守府將軍清原真衡の政權構想

入間田 宣 夫

はじめに

延久二年（一〇七〇）北奥合戦の勝利によって、日本国の統治システムは北緯四〇度線を越えた糠部・鹿角・比内・津軽の一带にまで及ぼされ、清原真衡の軍事指揮権は山北三郡・奥六郡の範囲を超えた奥羽両国の全域にまで拡張されることになった。真衡には鎮守府將軍の地位が与えられることになった。平泉藤原秀衡に同地位が与えられたのに比べれば、一〇〇年も早い。胆沢鎮守府の辺りに設営された真衡の館（政庁）には、奥大道の幹線ルートを通じて、鷲羽・海豹皮など、北方の産物もたらされ、空前の賑わいを呈することになった（入間田「延久二年北奥合戦と諸郡の建置」、東北大学東北アジア研究センター『東北アジア研究』一号、一九九七年一月）。

このようにして達成された清原の平和が、長期間にわたって継続されたとすれば、奥州の歴史は変わっていかかもしれない。だが、現実には、短期間で断絶させられてしまった。永保三年（一〇八三）に始まる後三年合戦によって、清原の平和は瞬時にして瓦解させられてしまった。合戦が終わって、暫く経った後には、清原にあらず、藤原による平和、し

かも四代にわたる百年の平和が達成されることになった。

そのような過度的な性格によるものであろうか。清原の平和については、これまで、具体的な考察がなされることが少ないままに経過してきた。真衡の専横がエスカレートして、同族の反発を顕在化させるに至るプロセスの背景に、何かしら積極的な施策が積み重ねられていた。などとは殆ど考えられないままに経過してきた。すなわち、北奥諸郡における統治システムの確立、奥大道の建設など、その平和の下で実現されたと見られる真衡の諸施策については、殆ど手つかずのままに放置されてきた。小論（前掲）において、若干の模索を試みたものの、いまだに大勢の関心を喚起するには至っていない現状である。

そればかりではない。その平和を担保した真衡の権力構造についても、具体的に立ち入った考察がなされることが少ないままに経過してきた。真衡の専横の背景に、「公権のうしろだて」を想定する高橋富雄氏のような考察がなかったわけではない。本文中で詳しく述べる通りである。だが、真衡の権力構造の内実にまで、具体的に立ち入った考察がなされていたわけではない。清衡や秀衡のそれ、さらには頼朝のそれとの比較対象にまで及ぶような考察がなされていたわけではない。今回は、この

辺りの問題に迫ってみることにしたい。その試みによって、真衡の政權構想を歴史的に位置づける、すなわち列島における武人政權の形成史のなかに位置づける。そのことを目指してみたい。それが不可能ならば、せめて、見通しだけでも立てることができれば、と念じている。どれだけの成果があげられるのか覚束ない。多少の無理は承知の上である。厳しい批判は覚悟の上である。よろしく、お願い申し上げる。

一 奈良法師五そのきみ

『奥州後三年記』（『群書類従』合戦部）には、海道小太郎成衡の婚礼にさいして、祝いに駆けつけた同族の秀武を、真衡が無視するという振るまいがあったを記している。そして、そのことが、後三年合戦を引き起こす契機になったことを記している。

「秀武おなじく家人のうちにもよほされて、この事をいとなむ。さまざまのことどもしたる中に、朱の盤に金をうづたかくつみて、目上に身づからささげて、庭にあゆみいで、たか庭にひざまづきて、盤を頭のうへにさ、げてゐたるを、真衡護持僧にて五そのきみといひける奈良法師と、圍碁をうちいりて、や、ひさしくなりて、秀武老のちから疲れてくるしくなりて」と、具体的には、記している。

古来有名なエピソードである。今更、取り上げるべき問題は存在しないかのようには想われる。だが、実際には、そうではない。たとえば、同族かつ長老の秀武のあいさつを無視するほどまでに、奈良法師を相手の圍碁に、真衡が没入した原因はなにであったのか。そもそも、奈良法師

の「五そのきみ」とは、どのような経歴の人物であったのか。それほどまでに、真衡の心が引きつけられたのは、何故であったのか。考えてみれば、不思議なことばかりである。

ここでは、とりあえず、その奈良法師の経歴について、若干の史料に当たることから始めたい。それによって、謎解きに取りかかる手掛かりが得られるかもしれない。

当麻三子は、伊賀国名張郡に威勢を振るった私領主、藤原実遠の孫娘にあたつていた。祖父から相伝の所領に頼る生活であった。その三子の夫が死去したときに、「後夫」として入り込んで人物があった。その名を、「五僧君」「薬師寺五僧良算」という。ややあつて、その人物は、所領売却の話を持ち出してきた。三子は困惑した。「五僧君」は恐ろしい顔で、かの女に迫った。

そのありさまについては、かの女の具体的な証言が記録されていた。寛治七年（一〇九三）、官問注（裁判）における「当麻三子申詞記」がそれである。その証言を引用した官宣旨（判決文）が、百卷本東大寺文書のなかに残されおり、『平安遺文』（一三三七号）にも収録されている。それによって、証言の一節に当たって見たい。

「薬師寺五僧良算為後夫、経一兩年之間、件良算以三子所領等、売与要人之处、三子申云、子息有其数、随此名張所領者、不可放与他人之由、再三雖制止、良算旁成忿怒、強所売与薬師寺别当隆経也、随即書卷文、良算加署、三子同可加判之由、依申候、愁以仮名字加判、所令売与也、但於直惣（物）者、件僧三子相共宛私用了、」

この一節によって、所領売却を主導したのが五僧君、それに引き摺ら

れたのが三子、という構図が明瞭である。薬師寺五僧は同寺五師（五人の役僧）の別称かもしれない。だとするならば、かれが薬師寺別当隆経に所領を持ち込んだのは、極めて自然の成り行きだったということになるのだが。いずれにしても、三子にとって不承不承の売却だったことには変わりがない。三子が弟（宣綱）にたいして漏らしたとされる発言内容、たとえば、「件事暫相語人五僧君所為也、更自知無沽却」、「件五僧君、構謀計文書」、「件所領、不令知三子、良算暗作新券、売与要人」、などの発言内容が、同じく、官宣旨のなかに引用されている。その発言内容がまったくの虚構だとは想われないほどの不正常的な実態があったのである。もし、その売却が正常に行われていれば、その弟による異議申し立てがおこなわれる、さらには裁判にまで持ち込まれる、などのことは避けられたかもしれない。

ただし、売却が成立しなかったというわけではない。官宣旨によっても、その成立が認定されている。すなわち、「同（延久）六年七月、当麻三子以名張郡所領、限直准米二千斛、売与薬師寺別当隆経、其由、国郡司并在地刀衾等加證署」と、明記されていた。そればかりではない。その売却にさいして作成された証文（売券）の実物が残されていたのである。そのうえに、対価として支払われた「准米二千斛」の受取状まで残されていたのである。いずれも、東大寺東南院文書のなかに収められており、『平安遺文』（二〇九八・九九号）によって、その内容を知ることができる。

証文（売券）には、「三子為実遠之孫上、信良朝臣得処分文也、（中略）、而今依有要用、限直准米二千斛、永沽進薬師寺別当大法師隆経既

畢」と記され、延久六年七月六日、当麻氏「さんのこ」、相知人僧（花押）と、続けられていた。受取状にも、同一日付、同一署判が明記されていた。

そのうち、相知人僧（花押）が、五僧君のそれであった。そして、当麻氏「さんのこ」が、無理やりに加判させられた三子のそれであった。証文（売券）も、受取状も、五僧君の作成になるものだった。そのことについては、三子が証言している通りである。

売却によって得られた「准米二千斛」は、五僧君と三子の「私用」に宛てられることになった。曲がりなりにも、夫婦の暮らしが維持されるかに見えた。だが、それは束の間のことであった。「後夫良算離別三子」と記された事態が発生した。五僧君が姿をくまらした。その後の裁判においても、五僧君の証言を求めることができない状態になった。

五僧君は、三子を騙したのである。富裕な後家に近づいた発端から騙すつもりだったのか。それとも、「准米二千斛」が掌中に入った瞬間からか。それについては不明だが、五僧君の奸智に長けた性格については、疑いようがない。

この奸智に長けた人物が、三子の周辺から姿をくまらした後に、奥州に下り、清原真衡の側近に入り込んだ。そのように考えることができるのではあるまいか。三子の所領を売却させたのは延久六年（一〇七四年）と知られる。それにたいして、婚礼の最中に、真衡の囲碁の相手を勤めたのは永保三年（一〇八三）のことであった。その二つの年季の間において、五僧君の奥州下りが実行された。そのように考えることができるのではあるまいか。

五僧君は、「構謀計文書」「暗作新券」などの容疑人物であった。文筆の才を悪用することによって、世を渡る種類の人物であった。そのような文筆の才能があったればこそ、五僧君は、奥州に下つて間もなく、真衡の側近に召し使われ、大いに重宝がられ、遂には、同族よりも信頼されるに至つた。そういうことだったのであるまいか。それほどに重用されるのがなかつたならば、同族の長老、秀武のあいさつが無視されることは起こりえなかつたのではあるまいか。

もとより、確実な証拠があつてのことではない。あくまでも、不確かな推測でしかない。だが、「真衡護持僧にて五そののきみといひける奈良法師」に相応しい人物を、当時の文書・記録に求めるならば、これしかない。ほかに、だれを見つけたことができるであろうか。大方のご意見をいただきたいところである。

『奥州後三年記』については、南北朝期（貞和三年）の成立とする通説的な理解にたいして、院政期のそれとする画期的な理解が提示されて、大きな反響を巻き起こしている。野中哲照「『奥州後三年記』本文の時代相―作品成立の時代をさぐるⅡ、敬語の用法をめぐって―」（『鹿児島短期大学研究紀要』五二号、一九九三年）、同「『奥州後三年記』の文学的位相―作品成立の時代をさぐる―」（同五四号、一九九四年）、同「『奥州後三年記』の成立年代」（同五六号、一九九五年）ほかによるものである。それらの論考においては、異本の比較、用語の詮索、人物表現の検討などを通じて、院政期の初め、平泉藤原清衡の晩年、一一二〇―二八年頃（保安・天治・大治年間）の成立という結論に及ぶ明確な筋道が示されていた。

院政初期成立説からすれば、五僧君が実在の人物だったとしても、不思議でも、何でもない。逆に、実在の人物だったとするならば、その成立説が、より一層に、確実性を増すことにもならざるをえない。そのような相関関係を指摘することができるのではあるまいか。

ただし、野中「『奥州後三年記』注釈（一）」（『古典遺産』四五号、一九九四年）においては、「五そののきみ」を「五相」「五相成身」の僧。「奈良法師」を「奈良出身の僧」とする理解が示されていた。実在の人物だとする明記はなかつた。はたして、どうであろうか。参酌されたい。

『奥州後三年記』には、陸奥守源義家を饗応するために、清原真衡が営んだ盛大な宴会「三日厨」のことが記されていた。「日ごと」に、上馬五十疋なん引ける、其ほか金・羽・あざらし・絹布のたぐひ、数しらずもてまいれり」。永保三年（一〇八三）の秋季、多賀国府における出来事として記されていた。

野中説に従うことが許されるならば、この莫大な献上物の記載についても、信頼度があると考えることができるのではあるまいか。円隆寺（毛越寺）本尊薬師丈六・同十二神将の造立にさいして、平泉藤原基衡が京仏師雲慶に届けさせた進上物のリストには、「圓金百両、鷲羽百尻、七間々中徑ノ水豹皮六十余枚、安達絹千疋、希婦細布二千端、糠部駿馬五十疋、白布三千端、信夫毛地摺千端等」が記されてあつた（『吾妻鏡』文治五年九月十七日条）。それらの品目のうち、鷲羽・水豹皮・糠部駿馬など、北方世界の産物は、奥大道の幹線ルートを通じて、都市平泉に運上されてきたものであつた。そのことが明らかである。とするならば、真衡のリストの品目についても、奥大道を通じた北方世界から運上を想

定することができるのではあるまいか。すなわち、延久二年合戦後における、真衡による北方世界の掌握、さらには奥大道の建設を想定するところが、このリストの記載からも、可能になるのではあるまいか。逆にいえば、このリストの記載によっても、野中説の妥当性を検証することができるのではあるまいか。ご意見をいただきたいところである。

二 海道小太郎成衡の婚礼

だが、そればかりではない。海道小太郎成衡に関わる新史料にも注目しなければならぬ。すなわち、平泉柳之御所遺跡から検出された「折敷墨書」に見える「海道四郎殿」の記載にも、注目しなければならぬ。『奥州後三年記』の信頼度を確かめるうえでは、こちらの方が重要かもしれない。「五そうのきみ」のそれよりも、重視されるべき史料かもしれない。

この「折敷墨書」の史料が検出されたのは一九九〇年。藤原秀衡の政庁（「宿館」「平泉館」、すなわち柳之御所遺跡の「井戸」跡においてであった。その井戸状の遺構は、園池に面した中心的な建物に付随して設けられたものであった。折敷ばかりではない。大量のかわらけ（土器）、そのほか検出された。盛大な儀礼に用いられ、廃棄されたものであつたらうか。

この史料が検出された直後に、大石直正氏と共に、現場に招かれて、現物に直面し、最初の解説に取り掛かった記憶が、いまだに鮮明である。その解説の結果については、入間田「平泉柳之御所跡出土の折敷墨書を

読む」（『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要』XI、一九九一年）として、公表させていただくことができた。そして、平泉文化研究会編『奥州藤原氏と柳之御所跡』（吉川弘文館、一九九二年）においては、それを再録することにあわせて、若干の追記を加えることができた。さらには、現物の保存処理が終わって、以前にも増して鮮やかに墨痕が蘇らせられたことを受けて、解説を補充し、若干の解説を記すことができた。入間田「平泉柳之御所遺跡出土の折敷墨書を読む（続）」（『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要』XVII、一九九七年）が、それである。その最新の解説による結果を改めて紹介することにした。

人々給絹日記

一ヒトエ

大夫小夫殿紺大目綾 □□

石川三郎殿 赤根一カサネ

ヒトエ一

大夫四郎殿紺大目綾 □□

石川太郎殿 紺大目綾一

カサネタリ

信寿太郎殿 赤根染青

綾

カサネタリ

小次郎殿

赤根染白

カリキヌハカマ

四郎太郎殿

赤根染白

カサネタリ
カリキヌ

橘藤四郎

赤根染白

カサネタリ
アヲハカマ

橘□五 赤根染ウへ一 シタキハ大□□
カリキヌハカマ

瀬川次郎 赤根染綾一

海道四郎殿 赤根染綾一 カリキヌハカマ

石崎次郎殿 赤根染綾一

水干袴

この折敷墨書に見える人物の記載のうち、「信寿太郎殿」「小次郎殿」「四郎太郎殿」の三名が、秀衡によって扶養される息子たち、すなわち、国衡・泰衡・隆衡にあたることについては、前稿に記した通りである。同じく、「橘藤四郎」「橘□五」の二名が、秀衡側近の奉行人、豊前介実俊・橘藤五実昌の兄弟にあたることについても、また然りである。

それに続くのが、問題の記載、「海道四郎殿」である。この人物は、『奥州後三年記』に見える「海道小太郎成衡」の子孫にあたっていたのではあるまいか。これまた、前稿に記した通りである。そのように考えることができるならば、「海道小太郎成衡」に関わる記事の信頼度が高まる、少なくとも、「成衡」が実在した可能性が高まる。ということに繋がるのだが。

『奥州後三年記』によれば、「海道小太郎成衡」は、清原真衡の養子であった。その成衡の妻として、常陸国の猛者「多気権守宗基」の孫娘（実は鎮守府將軍源頼義の娘）が迎えられることになったのは、「当国」のうちの人はみな従者となれり、隣国にこれを求むるに」という経過に

よるものであった。同族の秀武が、真衡の無視を怒り、祝いの金を投げ散らしたのは、その婚礼の庭における出来事であった。

その成衡は、永保三年（一〇八三）に、合戦が始まり、真衡が出羽の陣営で頓死するまでは、健在であったこと知られる。真衡出陣の留守を守り、家衡・清衡連合軍の攻撃に耐え、陸奥守源義家の支援を受けていたことが記されている。

その後、成衡の記事は途絶える。奥六郡が清衡・家衡に分割されるにさいしても、成衡の名前が出てこない。そればかりではない。常陸国『大中臣氏略系図』（桐村家所蔵）には、「海道小太郎業平」が「下野国氏江風見楯」に討たれたとする記事が見えていた。網野善彦氏の論考「桐村家所蔵『大中臣氏略系図』について」（『茨城県史研究』四八号、一九八二年）によって、「後三年の役で真衡が死んだあと、成衡は清原氏の嫡宗の地位を失ったものと思われ」る、そして成衡が討たれたのは義家の命令によるものであったと推測された理由である。

だが、折敷墨書に見える「海道四郎殿」が、成衡の子孫だったとするならば、話が違ってくることになるざるをえない。すなわち、成衡の子孫は、清原氏の滅亡後も、平泉藤原氏によって庇護され、それなりに遇せられることがあった。平泉館に出仕して、礼服の支給を受ける立場に置かれていた。そのようなことにならざるをえない。前稿にも記した通りである。成衡の子孫を扶養することは、平泉藤原氏にとっても無駄ではない。清原の天下を継承する大義名分をかたちづくるうえで、好都合に想われたのかもしれない。

大石直正「奥州藤原氏研究と柳之御所跡」（平泉文化研究会『奥州藤

原氏と柳之御所跡」(前掲)においては、入間田説を通り越して、より一層に踏み込んだ考察がなされている。成衡は早い段階で清衡の庇護下に入れられてしまった。それゆえに、成衡の名前が表面から消えた。そして、成衡を抜きにした奥六郡の分割が可能になった。さらには、清衡が最終的勝利者になることができた。とする考察がなされている。これによって、後三年合戦から清衡の覇権確立に至る経過における積年の謎が、一挙に解明される見通しが得られることになった。まことに、興味深い。

ただし、異論がなかったわけではない。岡田清一「奥州藤原氏の奥羽支配―墨書折敷を読む―」(『政治経済史学』三四八号、一九九五年)には、「海道四郎殿」を、秀衡の家礼・外様の一員なりとする理解が示されていた。すなわち、海道(岩城地方)の豪族(大名)なれども、成衡の子孫にあらず、という理解が示されていた。たしかに、成衡の子孫だとする明証はなかったかもしれない。しかし、かれが、家礼・外様の豪族(大名)だったとする明証にもかけていた。もし、かれが、家礼・外様だったならば、秀衡から礼服の支給を受けることがなかったのではあるまいか。前稿にも、記した通りである。

だが、それだけではない。もうひとつ、重要な問題が残されていた。これまでは、「海道小太郎成衡」の出身地を、海道(岩城地方)なりと理解することが一般的であった。庄司浩『辺境の争乱』(教育社歴史新書、一九七七年)ほかを参照されたい。前稿においても、その理解を継承することがあった。本稿においても、また、然りである。ところが、その海道の理解について、異論が提出されていた。ほかでもない、大石直正「奥州藤原氏研究と柳之御所跡」(前掲)によるものであった。そ

れによれば、海道には、多賀城以北の海寄りの諸郡をさす古代の用語があつて、成衡のばあいには、これに該当するのではないか。ということであつた。具体的には、海道地域の中心、北上川下流域が、成衡の出身地ではないか。ということであつた。平泉藤原氏による北上川交通の掌握は、その成衡の生まれた豪族「海道」氏を庇護下に入れること(養子縁組)によって可能になったのではないか。ということでもあつた。

たしかに、魅力的な考えである。しかし、その確証はない。「海道」氏の存在があいまいである。旧来の理解を改変するに足りる根拠があげられていない。成衡の妻が選ばれるにさいしては、「当国のうちの人はみな従者となれり、隣国にこれを求むるに」という経過があつたことが知られる。将軍三郎清原武衡(真衡の叔父)の娘が、同じく、隣国の越後城氏の当主(九郎資国)に嫁いでいたことも知られる(『吾妻鏡』養和元年九月三日条)。それらに共通するような事情が、養子として成衡が選ばれるさいにも、存在していただではなかったか。そのように考えた方が、無理がないように想われるのだが。成衡を地頭岩城氏の先祖とする系図・伝承が岩城地方に残されていたことも、あわせ考えるべきであつたか。岩城氏に代表される海道平氏の存在は、だれも否定できない、確固としたものであつた。大石氏みずからも、以前に、それらの伝承を取り上げたさいには、「確かなこととはいえないが、まったく否定するわけにはいかない」と記している(『いわき市史』一卷三四三頁、一九八六年)。参酌されたい。

それにしても、何故に、海道(岩城地方)の養子が選ばれることになつたのか。その妻に、常陸国猛者の孫娘(源頼義の娘)が求められる

ことになったのか。その地理的な偏りには、大石氏ならずとも、首をか
しげざるを得ない。そういえば、「清原系図」(『統群書類従』系図部)
には、真衡について「海道小太郎」、成衡について「同小太郎、実平権
守安忠子、源頼義婿也」とする記載が見えていた。そのうえに、武衡に
ついても、「將軍三郎、住岩城郡」とする記載が見えていた。これまで
の通説的な理解を根拠づける記載ではあるが、すべてが正確とはいひ難
い。たとえば、成衡が「平権守安忠子」とされることについては、世代
的に合致しない。これまでも、注意されてきた通りである。それにし
ても、何故に、これほどまでに濃密な関係が、海道方面との間に、記載
されていたのであろうか。

ここに登場するのが、野口実「十一十二世紀、奥羽の政治権力を巡る
問題」(古代学協会編『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇
年、野口「中世東国武士団の研究」高科書店、一九九四年に再録)に示
された見解である。それには、前九年合戦に活躍した清原武則(真衡の
祖父)は、海道平氏の出身だった。「出羽山北俘囚主清原真人光頼舎弟
武則等」と記されたのは(『陸奥話記』)、かれが出羽清原氏に迎え入れ
られたたこと(血縁関係の擬制化)を示すものでしかない。と指摘され
ていた。具体的には、婿として迎えられたことが示唆されていた。その
婿に迎えられた根拠としては、『桓武平氏諸流系図』(中条家文書)に、
菊満(菊田)権守安忠の息子として、鎮守府將軍武則の名前が位置づけ
られたうえに、「改平為清原真人、子孫同云々」と記されていることがあ
げられていた。そして、成平(成衡)については、「実直成子」という
記載から、同系図に武則の弟、石城三郎大夫として記載された鎮守府將

軍貞衡の後継者(実父は出羽秋田城介繁成の息子、貞成)ないしは貞衡
の実子だったのではないかとされている。同じく、野口「平安期にお
ける奥羽諸勢力と鎮守府將軍」(角田文衛先生傘寿記念会編『古代世界
の諸相』見洋書房、一九九三年)においても、武則を安忠に関連づけ、
成衡を貞衡に関連づける主張が繰り返されていた。ただし、折敷墨書
「海道四郎殿」を成衡に関連づけることでは、入間田前掲稿に変わると
ころがない。

たしかに、その通りかもしれない。巨理権大夫経清が安倍頼良の婿に
迎えられたことを想起すれば、不思議でも何でもない。それならば、つ
じつまが合う。清原一族のなかで、武則の系統が突出した理由が説明で
きる。地理的偏重の理由が判然とする。だが、『桓武平氏諸流系図』、そ
のものの信頼度が、もうひとつはつきりとしれない。たとえば、武則の弟
として記載された鎮守府將軍貞衡については、どのように考えても、武
則の嫡孫にあたる鎮守府將軍貞衡の誤認なのであった。延久二年(一一
七〇年)北奥合戦の功績によって將軍に任命された「清原貞衡」は、明
らかに清原貞衡の誤記なのであった。その当時において、奥六郡の実力
者、清原貞衡を差し置いて、合戦の立て役者たるに相応しい人物は存在
しえなかった。これまでの通説の通りである。入間田「延久二年北奥合
戦」(前掲)でも指摘した通りである。「実直成子」について、「貞成
(さだなり)子」、ないしは「貞成(さだひら)子→貞衡子」とする解
釈にも、不安が残らないでもない。ここにおいては、武則を海道平氏の
出身とする野口説の誘惑に抗しつつ、成衡にかぎって海道平氏の出身と
する従来の認識に踏み止どまらざるをえない。「桓武平氏」で「権守」

を称した岩城地方の豪族の子であった可能性が強いとする通説的な見解（庄司前掲書九六頁）を踏襲せざるをえない。したがって、地理的偏重の理由については、不明のままに、放置することにならざるをえない。

敢えていうならば、清原氏と海道平氏との間に同盟関係が形成され、成衡の養子縁組が締結されたこと、そのことによって、近隣から妻が求められ、さらには武則・真衡にまで溯って海道平氏出身とする系図類の記載が行われるに至った。そのように考えることができるのではあるまいか。ただし、何時の日にか、別個の判断材料が示されるならば、野口説に従って、武則にまで溯って海道平氏出身とすることができるようになるかもしれない。我ながら、危うい認識である。ご批判をいただきたい。

それについて、成衡の妻の出身については、異論が見当たらない。『奥州後三年記』に、常陸国の猛者「多気権守宗基」の孫娘、実は鎮守府將軍源頼義の娘なりと記されていた。その大筋については、異論が見られない。「多気権守宗基」は、常陸平氏関連の系図に登場する「致幹」に一致する。致幹の曾祖父は、「多気大夫」維幹であった。致幹は、多気の本拠地を継承すると共に、常陸国大掾の重職に任命された。かれの兄弟・子孫は、下妻・真壁・東条・吉田・豊田・小栗などを名乗り、国中に繁茂した。まさしく、「猛者」と呼ばれるに相応しい人物であった。網野善彦「荘園公領制の形成と構造」（体系日本史叢書『土地制度史』I、山川出版社、一九七三年、網野『日本中世土地制度の研究』、塙書房、一九九一年に再録）によって指摘されている通りである。

その致幹の弟、清幹よって、娘婿を迎え入れられたのが、源頼義の息子、新羅三郎義光（常陸佐竹氏の始祖）なのであった。それならば、致

幹の娘婿として、頼義を迎えられたとしても、不自然ではない。ただし、庄司前掲書にも掲げられた通り、『常陸大掾系図』（『続群書類従』系図部）には、「多気権守」「致幹」の娘が成衡の妻だとする記載がなされていた。これについても、網野「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長」（『茨城県史研究』二二三・二四号、一九七二年、同前書に再録）による指摘があった。『奥州後三年記』によると、清幹の兄弟、多気権守宗基（致幹）の女が頼義の女を生み、その女が清原真衡の養子海道小太郎成衡の妻となった、といわれている。これが事実ならば義光と常陸平氏の関係は、その父の代にまで遡りうることになるが、『常陸大掾系図』

では、致幹の女が成衡の妻であったとしており、この所伝とくい違っていると。まさしく、指摘の通りである。そして、石井進『中世武士団』一六八頁（小学館『日本の歴史』一二、一九七四年）には、致幹の娘婿として頼義を迎えられたことに関連して、「旅人を歓待するため娘に夜のとぎをさせる風習」の一例、「地方豪族の娘が中央貴族の子を身ごもり、それが新たな地方豪族の家をつくってゆく」事例なりとするコメントがなされていた。まことに、興味深い。致幹については、新治郡東城寺から出土した保安三年（一一二二）の経筒に、「大旦那蔭子平致幹」の刻銘が、同じく天治元年（一一二四）のそれに、「大旦那蔭子平致幹」の刻銘が見えていた（『平安遺文』金石編二〇八・二一五号、本文ならびに解説を参照のこと）。これらの刻銘を紹介しながら、致幹が比叡山延暦寺の系統の僧侶や行者を保護していたとするコメントが、同じく石井氏によって行われている。だが、刻銘に見える年号は一二世紀に入ってからのものである。後三年合戦のそれ（一一八三―八七）とは、整合

しない。成衡妻の祖父（親父）に当たるのは、「宗基」「致幹」にあらず、その一、二代の先祖であったのか。それとも、「宗基」「致幹」が、無類の長寿にめぐまれたということであったか。常識的には、前者の可能性を採用するべきかもしれない。しかし、『奥州後三年記』の信頼度を考へに入れるならば、後者を捨てるわけにもいかない。あるいはまた、「宗基」は「致幹」とは別人だったのか。判断に迷わされるところである。

三 貴種と軍事首長との組み合わせ

いずれにしても、「奈良法師五そのきみ」、「海道小太郎成衡」、「常陸国猛者多気権守宗基」の孫娘（実は源頼義の娘）など、中央から下ってきた才知者、遠方から迎えられた若君・姫君たちが、鎮守府將軍清原真衡の側近にあつて、その権勢に彩りを添えていたことには変わりがない。

このように、外部の世界から、才知・血統を導入することによって、みずからの権勢の足しにしようとする志向性は、当時にあつては、珍しくも、何ともない。東国・辺境における軍事首長に共通した志向性であった。

たとえば、奥六郡の安倍頼良は、陸奥国府の官人、巨理権大夫藤原経清を娘婿に迎え、前九年合戦の最中には、徴税の実務を委ねることがあった。「経清率数百甲士、出衣川関、放使諸郡、徴納官物、命曰、可用白符、不可用赤符」と記されている通りである（『陸奥話記』）。同じ

く、国府の官人、伊具十郎平永衡を娘婿にしていたことも知られる。その息子貞任は、同じく、国府の権守藤原説貞の娘を娶ろうとしている。その申し入れを断られたことが、安久利河事件の発端とされている（同）。

清原真衡のケースについても、それらの延長として捉えることが可能ではない。だが、真衡のばあいには、首長の地位そのものを、他氏の養子に継承させ、その妻についても、一族にはあらず、他国の猛者の孫娘（実は源頼義の娘）を迎え入れるという極端な措置が講じられていた。安倍氏のばあいとは、大きく異なっている。真衡に実子がなかったとしても、一族内に然るべき男女がいなかったわけではない。これまで一般の志向性からすれば、男女のどちらかは、一族内から選ばれるべきであった。そのような常識から大きく逸脱することがなかった安倍氏の婿選び・嫁選びのありかたとは、質的に異なっている。

そのような常識外れの措置が講じられた背景には、真衡が勝ち得た前代未聞の立場があつたものと考えられる。すなわち、延久二年北奥合戦の勝利、鎮守府將軍の拜命によって獲得し得た、奥州全域にわたる軍事首長としての立場があつたものと考えられる。『奥州後三年記』に、「真衡威勢、父祖にすぐれて、国中に肩をならぶるものなし」、「当国のうちの人はみな従者となれり」、「真衡の威徳、父祖にすぐれて、一家のともがらおほく従者となれり」、「秀武おなじく家人のうちにもよほされて」、「われまさしき一家の者なり、果報の勝劣によりて、主従のふるまひをす」、「真衡が富有の奢、過分の行跡より起こりて、一族ながら郎従となれり、秀武ふかきうらみをふくみて合戦をいたす」、などの記載に示さ

れた通りである。

これらの記載を踏まえながら、高橋富雄『藤原清衡』（清水書院、一九七一年）は指摘している。「父祖三代、將軍權威によって、清原の武門としての棟梁権を秩序だてていた」、「真衡の政治が、公権との協力を慎重にはかり、それによって、公権をうしろだてに、なかば公的な保証をえるようになっていた」、「真衡の権力が、すべてを上から見おろすようになって、同族の抵抗を誘発することになった」と。まことに、興味深い。延久二年北奥合戦の勝利によって獲得された奥州全域に及ぶ軍事首長権の実質を、合わせ考えるならば、なおさらに、然るべしといわざるをえない。すなわち、古代的一族共和のヨコの人間関係から、中世的棟梁権によるタテの人間関係へ、という急激な変化を想定することにならざるをえない。新野直吉『古代東北史の基本的研究』四三八頁（角川書店、一九八六年）による消極的な評価、すなわち「古代的同族連合体」の状態を脱していないとする評価には、同意することができないのである。

真衡の胸中には、軍事首長としての権勢に、將軍の肩書を、そして外来の才知や血統の要素を加味することによって、一個の公権力にまで高める、すなわち辺境武人政権にまで高めるといふ構想が芽生えていた。そのように考えられるのではあるまいか。真衡は、平泉藤原秀衡や鎌倉源頼朝の先輩にあたる。真衡は、幕府の樹立を目指した最初の人物だった。そのように捉えることができるのではあるまいか。

具体的に確かめてみたい。秀衡のばあいには、真衡と同じく、軍事首長（猛者）の権勢があり、鎮守府將軍の肩書があった。そのうえに、源

義経を「主君」として、国衡・泰衡の兄弟が「給仕すべし」という遺言がなされたことが知られる。そして、三人が「祭文」（起請文）を記し、「一味」して、「和融」を誓って、「頼朝を襲うべきの寿策をめぐらす」ことになった次第が記されている（『玉葉』文治四年正月九日条）。『伊予守義頭（義経）を大將軍として国務せしむべし』という遺言だったとも記されている（『吾妻鏡』文治三年十月廿九日条）。これらの情報を率直に受け止めるならば、頼朝の鎌倉幕府に対抗して、義経を「主君」とする奥州幕府を樹立しようとする秀衡の意図は極めて明白といわざるをえない。入間田「平泉藤原氏の自己認識―公家風と武家風の狭間にて―」（渡辺信夫編『東北の歴史再発見』河出書房新社、一九九七年）に記した通りである。外来の血統（貴種）を受け入れて、推戴するという

ことに関しても、秀衡は真衡の後輩にあっていた。そのことが明らかである。

源氏將軍の血統に属する「貴種」の若者を擁立して、地方豪族が独立の政権づくりを目指すことは、当時における常習であった。義仲を擁立した中原兼遠（信濃国）、希義を擁立した夜須行宗（土佐国）など、多くの事例が知られている。河内祥輔『頼朝の時代』（平凡社選書、一九九〇年）ほかを参照されたい。

そればかりではない。源義朝の従兄弟、毛利冠者頼隆を擁立した千葉介常胤（下総国）のようなケースもあった。平治合戦（一一五九年）で、親父義隆が討死した後に、捕らえられ下総に流された頼隆の年齢は、わずかに一歳であった。同時に捕らえられ伊豆に流された頼朝の年齢が一三歳であったことが想起される。その若者が、豪族常胤によって養われ

ることになったのである。常胤の心底には、頼隆を擁立して自立する計画が存在していたのではあるまいか。文治五年（一一八九）九月一七日、房総に逃れ再起の旗を掲げた頼朝に面会する直前まで、常胤には深刻な迷いがあった。これまでの通り、頼隆を盛り立てるか。それとも、頼朝に乗り換えるか。である。面会の期に及んで、常胤を「父」と呼ぶパウーマンスが、頼朝によって演ぜられなければ、頼隆の身柄を差し出す決心には至らなかったかもしれない。まことに、際どい場面であった。この場面の詳細については、入間田「源頼朝が拳兵に成功したのはなぜか」（一〇〇問一〇〇答・日本の歴史）³、河出書房新社、一九九五年）を参照されたい。ただし、頼隆について頼朝の従兄弟としたのは錯誤であった。これまた、入間田「平泉藤原氏の自己認識―公家風と武家風の狭間にて―」（前掲）に記した通りである。

「父」と呼ばれることによって得られる政治的效果には、絶大なものがあった。それによって、頼朝の後援者としての立場が広く認識され、北条時政（伊豆国）に勝るとも劣らない声望が、常胤に寄せられることになった。そのように考えられる次第である。たとえば、文治五年（一一八九）奥州合戦に参加した御家人らにたいする論功行賞のさいに、「千葉介最前拝領之、凡毎施恩、以常胤、可為初之由、兼兼日之約者」（『吾妻鏡』当年九月廿日条）と記されたことは、そのような立場のものによりもの反映であったか。

野口実「流人の周辺」（安田元久先生退任記念『中世日本の様相』上巻、吉川弘文館、一九八九年）には、上総権介広常によって、「聿君」として養われていた「伯耆守時家」（時忠卿息）のことが紹介されて

いた。流人として預けられた平家の公達には、同じく流人としてあづけられていた源氏の御曹司、すなわち頼朝のそれに共通する利用価値があったに違いない。その「聿君」の身柄を差し出すことによって、頼朝の機嫌を挽回しようとした広常の思惑、それ自体には、狂いがなかった（『吾妻鏡』寿永元年正月廿三日条）。そのように考えられる次第である。これらの軍事首長に養育された流人貴種のライバルたちに比べて、北条時政に擁立された頼朝が、特別に有利な立場を占めていたのでは決してなかった。治承―文治年間における全国制覇の勝ち抜きゲームにおいては、だれが勝利者になるのか。予測が不可能であった。頼朝・時政チームが決勝戦にまで勝ち残ることができたのは、偶然によるものでしかなかった。そのように考えられるのではあるまいか。

いずれにしても、頼朝を含めた貴種と軍事首長との組み合わせの最初にあたるのが、成衡・頼義娘と真衡とのそれであった。そのことには変わりがない。辺境武人政権の形成史において真衡が果たした先駆的な役割を、改めて痛感させられるしだいである。

四 秀衡・頼朝・義仲の右筆・奉行入

だが、貴種の擁立ばかりではない。外来の才知の受け入れについては、より一層に鮮明な類似性を指摘することが可能なのである。すなわち、真衡における奈良法師に極めて類似する人物の登用を、秀衡・頼朝・義仲らにおいて見出すことができるのである。

たとえば、平泉柳之御所遺跡から検出された「折敷墨書」を、もう一

度、みていただきたい。その解説を内容とする小論(正)(続)を、振り返ってみていただきたい。「人々給絹日記」に記された人名のうち、信寿太郎殿(国衡)・小次郎殿(泰衡)・四郎□(太)郎殿(隆衡)の息子らに続いて見える、橋藤四郎・橋□五の文字が、その手掛かりである。

これらの実名は、豊前介実俊・橋藤五実昌の兄弟であった。平泉館炎上によって「両国省帳田文巳下文書」が消失した後に、頼朝の面前に召し出された兄弟は、諳するに従って、「両国絵図」を描き出し、「諸郡券契」を定めることがあった(『吾妻鏡』文治五年九月十四日条)。頼朝による無量光院巡礼の「案内者」を勤めたのも豊前介であった(同月廿三日条)。長岡郡新熊野社の造営を、秀衡の奉行として担当した豊前介実俊の活躍についても記録が残されている。これらの事実によって、豊前介実俊については、「秀衡側近の奉行」「鎌倉幕府でいえば大江広元ないしは三善康信のような」「筆頭奉行人」であったことが明らかである。

「鎮守府將軍となり陸奥守にまでなった秀衡のもと平泉館には、百年の伝統を踏まえて、頼朝時代の鎌倉幕府に近いような政庁の整備をみていたと考えられる」次第である。高橋富雄「『吾妻鏡』と平泉」(高橋編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年。同編『奥州藤原氏―光と影』同館、一九九三年に再録)に指摘された通りである。

頼朝に随行して鎌倉に移住した兄弟のうち、豊前介実俊については、幕府の「公事奉行人」に登用されていることが記録されている。「前豊前介清原人実俊」のフルネームも知られる。目崎徳衛「鎌倉幕府草創期の史僚について」(『三浦古文化』一五号、一九七四年)によって、さら

には高橋論文によって、指摘された通りである。

伊藤一美「奥州藤原氏と鎌倉」(『鎌倉』八五号、一九九七年)によれば、幕府公事奉行・御願寺奉行の一員として「豊前介実景」の人名が見えている(『吾妻鏡』建久五年十一月廿六日・同年十二月二日条)。

さらには、北条泰時による飢民救済の出挙米放出を担当した奉行人として、「中務丞実景」の人名が見えている(同寛喜三年三月十九日条)。伊藤論文では、橋兄弟のうち、弟の橋藤五実昌が、兄の官途を譲与され、改名することによって、「豊前介実景」「中務丞実景」の表記が可能になったとする想定がなされている。さらには、橋兄弟が伝来した情報が、『吾妻鏡』編纂の材料になったとする推測がなされている。その官途譲与・改名の想定については、両手を挙げて賛成するわけにはいかない。ただし、橋兄弟に近縁の奉行人であったことは間違いない。橋兄弟と同じく、奥州からの移住か。それとも京都方面からの下向か。判断に迷わせられるところである。

橋兄弟にしても、その官途、その清原の姓、いずれからしても、本来は、中央の官庁に属する実務官僚であったと考えられる。それが招かれて秀衡の側近になっていたのである。外記の左大史良俊(清原か)が清衡の側近にヘッドハンティングされて来たことが想起される次第である。橋の名字は、和賀郡橋村(いまは立花)を給与されていたことに由来するものだろうか。これまた、入間田「平泉藤原氏の自己認識」(前掲)に記した通りである。

いずれにしても、外来の才知の受け入れということに関しても、秀衡は真衡の後輩であった。秀衡の側近を再雇用したということからすれば、

頼朝もまた、真衡の後輩であった。そのことが明らかである。逆にいえば、何ゆえに、それ程までに、真衡が奈良法師に心を引かれることがあったのか。その偶然的ならざる背景が浮かび上がってくる次第である。ただし、頼朝に登用されたのは、橘兄弟ばかりではなかった。ないしは大江広元・三善康信など、身元のしっかりした人物ばかりではなかった。治承四年（一一八〇）の挙兵から間もない時期には、かれらのような身元確実の人物にあらず、別種類の人物が登用されていた。そのことに注意しなければならない。

たとえば、「大和判官代藤原邦通」である。安達盛長の挙申によって頼朝につかえ、右筆として異才を振るった邦通は、「洛陽放遊客」であった（『吾妻鏡』治承四年八月四日条）。院または女院の判官代としての経歴はあれども、当時は浪人ぐらしだったらしい。頼朝の挙兵にさいしては、邦通が調進した山木兼隆館の絵図が利用されている（同日条）。橘兄弟による「両国絵図」の調進を想起させるエピソードである。絵図の調進は文書執筆に優るとも劣らない大事な才覚だったのである。頼朝が発給した最初の行政文書の執筆にあたったのも、邦通であった（同月十九日条）。頼朝の勢力が拡大し、スタッフが増加するにつれて、邦通の果たす役割は小さくなってゆく。しかし、公事奉行人などとして、最後まで、活躍を止めることはなかった。邦道の詳細については、目崎徳衛「鎌倉幕府草創期の吏僚について」（前掲）、野口実「流人の周辺」（安田元久先生退任記念『中世日本の様相』上巻、吉川弘文館、一九八九年）を参照されたい。

邦通のほかにも、住吉小大夫昌長・永江藏人大中臣頼隆が、頼朝の側

近にあって、神職として、「御祈禱事」にあたっていた。昌長は流人の弟、頼隆は主人に背いての参上なり、と記されていた（『吾妻鏡』治承四年七月二十三日条）。かれらの詳細についても、野口論文を参照されたい。

邦通といい、昌長・頼隆といい、身元不明の人物であった。挙兵して間もなくの時期には、このような種類の人物しか当てにすることができなかったのである。「極端に泥縄式の間に合わせての体制」、「現地採用や流人・降人を加えた間に合わせの体制」（目崎前掲論文）を採用するしかない状態に置かれていたのである。かれら身元不明の人物と真衡の奈良法師五そのきみとの間には、どれほどの隔たりがあったというのか。測定が不可能である。真衡といい、頼朝といい、自前の政權を立ち上げるにさいしては、まったく同質の困難に遭遇せざるをえなかった。深刻な人材難に逢着せざるをえなかった。そのことを痛感させられる次第である。しかし、逆にいえば、身元確実に拘らなければ、とにかく、役に立つ人材を見つけたことができたのである。この国に、文字行政のシステムが導入されてから数百年。そのシステムの波及効果を改めて感得させられる次第である。

そういえば、大夫房覚明のこともあった。木曾義仲の右筆として活躍した著名な人物のことである。その人物像については、『平家物語』七巻「願書」に、鮮明な紹介がなされていた（岩波日本古典文学大系）。

覚明が躰たらく、かちの直垂に黒革威の鎧きて、黒漆の大刀をはき、廿四さいたるくるぼろの矢おい、ぬりごめ藤の弓、脇にはさみ、甲をばぬぎ、たかひもにかけ、えびらより小硯た、う紙とり出し、木曾殿の御

前に畏て願書をかく。あばれ文武二道の達者かなとぞみえたりける。

この此覚明はもと儒家の者なり。藏人道広とて、勸学院にありけるが、出家して最乗房信救とぞ名のりける。つねは南都へも通ひけり。高倉宮の園城寺にいらせ給ひし時、牒状を山・奈良へつかはしたりけるに、南都の大衆返牒をば此信救にぞか、せたりける。「清盛は平氏の糟糠、武家の塵芥」とかいたりしを、太政入道大きにかて、「其信救法師めが、浄海を平氏のぬかかず、武家のちりあくたとかくべき様はいかに。その法師からめとて死罪におこなへ」との給ふの間、南都をば逃げて、北国に落下、木曾殿の手書して、大夫房覚明と名乗りける。

この紹介文によつて、儒者・藏人としての覚明の素姓が判明する。だが、覚明もまた、落人・浪人の範疇を免れるものではなかつた。そのことが明らかである。しかし、「手書」としてのかれの働きには、非の打ち所がなかつた。さらには軍評定にて献策を行うなどの働きも知られる。かれの起草になる願書（埴生八幡宮宛）・牒状（山門宛）などが、同じく、『平家物語』によつて、全文にわたつて紹介されている。かれの働きのなれば、義仲上洛は不可能であつたかもしれない。

義仲没落後、覚明は頼朝に接近することになつた。平泉滅亡後における橘兄弟の去就を想起せずにはいられない。具体的には、鎌倉勝長寿院（南御堂）における「故左典廐（源義朝）御菩提」を訪う仏事にさいして、信救得業（覚明）が願文の起草にあたり、因幡前司（大江）広元が清書する、などの記事が知られる（『吾妻鏡』建久五年五月三日、同十月廿五日条）。だが、翌秋十月には、素姓が露見して、蟄居の措置が採られている。その記事には、「故木曾左馬頭義仲朝臣右筆、有大夫房覚

明者、元是南都学侶也、義仲朝臣誅罰之後、帰本名、号信救得業、当時住箱根山之由、就聞食及之、山中之外、不可出于鎌倉中并近国之旨、今日被遣御書於别当之許云々」と見えている（同六年十月十三日条）。

このような覚明の生きざまについては、中世文学者・軍記物研究者の関心が寄せられ、『平家物語』材料の提供者として話題に上せられてきた。またしても、橘兄弟を想起せずにはいられない。すなわち、『吾妻鏡』材料の提供者として指名された兄弟のことを想起せずにはいられない。覚明に関する具体的な研究成果としては、梶原正昭「大夫坊覚明―その生涯と文学―」（『古典遺産』四号、一九五八年）、水原一「義仲説話の形成」（同『平家物語の形成』加藤中道館、一九七一年）、花田清輝「冠者伝」（『展望』一九六五年二月号、『花田清輝全集』一三巻、講談社、一九七八年に再録）、などがある。参照されたい。また、安倍元雄氏からは有益な教示をいただくことができた。記して、御礼を申し上げる。

義仲の面前に現れた覚明の姿は、旅の出家僧のそれであつた。落人・浪人の風情であつた。その覚明の先輩にあたるのが、大和判官代邦通であり、さらには奈良法師五きうのきみであつた。そのように考えることができるのではあるまいか。

結びにかえて

それにしても、清原の平和については、不明な点が多すぎる。短期間に終わったという過度的な性格によるものであろうか。ないしは滅亡の

悲劇によって史料が残されなかったことによるものであろうか。判断に迷わされることである。

シンポジウム「清原時代の意味するもの」が開催されたのは、一九九五年の秋十月のことであった。「前九年・後三年の役サミット盛岡大会」の関連行事として、盛岡ひ・ストリー（代表大村みつ子氏）・盛岡市などによって企画された、そのシンポジウムにおいては、基調報告として、清原真衡の政権構想について話させていただくことができた。それから二年と数か月。いま、ようやくにして、話した内容を文章化して、論文のかたちに整えることができた。提出期限を過ぎた宿題を、やっこのことで、終えることができた。テープ起こしによるシンポジウムの報告書が、盛岡市によって公開されているが、大勢の目に触れる機会には恵まれない、今回は初めてのご披露といっても差し支えがない。それについても、厳しい批判を、と願わざるをえない。

そのシンポジウムにおいては、大矢邦宣・本堂寿一の両氏による関連報告が行われ、清原時代の見直しにかかわる画期的な討論がくりひろげられることがあった。大矢報告では、真衡の館を北上市付近に想定する指摘がなされていた。真衡の時代に、京都風の仏教文化、そして白山信仰が、積極的に導入されたのではないかという指摘もあった。本堂報告では、北上市の「白山廃寺」など、遺跡の具体的な紹介があり、同じく、清原文化のありかを積極的に評価する指摘がなされていた。詳しくは、報告書、報告レジュメほかを参照されたい。だが、それだけでは足りない。両氏による報告の文章化、すなわち論文の公表が期待されるべきところである。それらに加えるに、小論をもってすれば、清原時代の見直

しにかかわる学界レベルの論議を、多少なりとも高めることができるのではあるまいか。それにつけても、シンポジウムの企画は有意義であった。関係者に対して、心から御礼を申し上げる。

〔追記〕

多気権守致幹の孫娘が奥州に迎えられたとする記事については、「当時の常陸平氏は致幹の父繁幹（為幹の子）の時代であり、これを致幹とするのは無理がある」とする網野善彦氏の指摘があった（『茨城県史』中世編、三五頁、一九八六年）。糸賀茂男氏の教えに御礼を申し上げる。それにもかかわらず、致幹の名前が記されたのだとすれば、その理由は、常陸平氏の当主としての彼の名声が、『奥州後三年記』の作者に過度に意識されたことによるものであったらうか。

（いるまだ・のおお 東北大学教授）